

議決番号: 144/2016/QH13

刑法（100/2015/QH13）、刑事訴訟法（101/2015/QH13）、刑事捜査機関組織法（99/2015/QH13）及び暫定留置・勾留執行法（94/2015/QH13）の施行の延期並びに刑法（100/2015/QH13）のいくつかの条項を修正、補充する法律プロジェクトの2016年法律、国会常務委員会令立法計画への補充に関する国会議決

ベトナム社会主義共和国  
国会

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会常務委員会の2016年6月27日上申書第1152/TTr-UBTVQH13号を審理し；

決議する：

第1条

1. 刑法（100/2015/QH13）のいくつかの条項を修正、補充する法律プロジェクトを2016年法律、国会常務委員会令立法計画に補充し、第2回会議において国会第14会期に提出する。

2. この条第4項 a 号及び b 号の規定を除き、刑法（100/2015/QH13）；刑事訴訟法（101/2015/QH13）；刑事捜査機関組織法（99/2015/QH13）；暫定留置・勾留執行法（94/2015/QH13）の施行を、2016年7月1日から刑法（100/2015/QH13）のいくつかの条項を修正、補充する法律が施行効力を有するまで延期する。

3. 刑法（15/1999/QH10。法律 37/2009/QH12 によりいくつかの条項が修正，補充された後のもの。）；刑事訴訟法（19/2003/QH11）；刑事捜査組織令（23/2004/PL-UBTVQH11。国会常務委員会令 30/2006/PL-UBTVQH11 及び 09/2009/PL-UBTVQH12 によりいくつかの条項が修正，補充された後のもの。）；暫定留置，勾留に関する規則を施行する政府議定（89/1998/NĐ-CP。政府議定 98/2002/NĐ-CP 及び 09/2011/NĐ-CP によりいくつかの条項が修正，補充された後のもの。）は，刑法（100/2015/QH13）のいくつかの条項を修正，補充する法律が施行効力を有するまでの間，引き続き適用する。

4. 2016年7月1日から：

a) 罪を犯した者にとって有利となる刑法（100/2015/QH13）第7条3項及び刑法の施行に関する国会議決（109/2015/QH13）第1条1項b号の各規定を実施する；国会議決（109/2015/QH13）第1条2項及び罪を犯した者にとって有利となるその他の各規定は，引き続き適用する；

b) この項a号の刑法（100/2015/QH13）及び国会議決（109/2015/QH13）の罪を犯した者にとって有利となる各規定を施行するため，刑事訴訟法（101/2015/QH13）の各規定を適用する；

c) 刑法の施行に関する国会議決（109/2015/QH13）のその他の各規定及び刑事訴訟法の施行に関する国会議決（110/2015/QH13）の各規定のうち「2016年7月1日」の時点とあるのは，「刑法（100/2015/QH13）のいくつかの条項を修正，補充する法律が施行効力を有する日」の時点まで延期される。

## 第2条

1. この議決第1条4項a号及びb号の施行の案内を最高人民裁判所に委任する。

2. 国会常務委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院は，自らの職権，任務，権限の範囲内で，この議決を施行する責任を負う。

## 第3条

この議決は、2016年6月30日から施行効力を有する。

この議決は、ベトナム社会主義共和国国会第13会期において、2016年6月29日に採択された。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン